

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

特集 労働者派遣事業の拡大と制度化

II 行政管理庁の「勧告」

禁止政策の「後退」

職安法は、すでに述べたように労働組合がおこなうもののほか、労働者供給事業を全面禁止している。しかしながら、請負事業と労働者供給事業との区分はあいまいで、さらに、一九五二年二月の職安法施行規則第四条の一部改正により請負事業の範囲が拡大され、より一層労働者供給事業との区分をあいまいにした。こうした状況を背景にして、労働者供給事業禁止政策の「後退」が実態としてすすむことになり、他方、請負契約の形態をとる労働者派遣事業が六〇年代後半から急速に拡大していくことになる。

こうして六〇年代後半に入ると、労働組合から、拡大の一途を辿っている業務処理請負業が職安法第四四条に違反しているとして、その規制を労働省に求めたりする動きがみられたりもした。こうした動きにたいし労働省は、七七年二月、「職業安定法第四四条及び労働基準法等違反に関する申し入れ又は申告の扱いについて」(部内扱い)を発して対応に努めたが、その内容は消極的なものにとどまった。

それは、認定、監督にあたって、職業安定および労働基準監督両機関が協力しておこなうこと、職業安定行政機関が独自にそれをおこなうことをいましめたもので、法違反をおかした場合においても、「労働者供給事業」として認定することに消極的な方針をとっていたのである。

行政管理庁「勧告」

七八年七月行政管理庁は、「民営職業紹介事業等の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告」を労働省におこなった。「勧告」は、労働者供給事業にたいする規制の再検討の必要性を指摘し、つぎのように述べていた。「近年、経営の効率化方策の一環として事務処理、情報処理等の特定の業務を積極的に外部に委託する傾向がみられ、このような需要にともなって、企業等に労働者を派遣して請負業務を処理する事業(「業務処理請負業」という)」が増加している。これらの事業は、(1)産業界の多様な需要にこたえていること、(2)労働者とりわけ厳しい雇用情勢下にある中高年齢者等にたいしても就労の機会を提供していること、などその果たしている役割は「無視できないものとなっている」が、事業の運営実態からみて、「労働者供給事業」に類似した面を有しているがため、「業務処理請負事業に係る需要の動向、当該事業の運営形態、労働者の労働条件等の実態を十分に把握の上、業務処理請負事業に対する指導・規制の在り方について検討する」必要があり、基本的に、「労働者供給事業に対する規制の在り方についても職安法の立法趣旨、内外の動向等を踏まえて検討する必要がある」と勧告した。また、「勧告」は、民営職業紹介事業についても「民営の職業紹介事業(同二四五〇所)における昭和五一年の就職実績をみると、雇用期間一ヵ月以上の者で二三万人、一ヵ月未満の日雇で延べ二九二万人日とその取扱実績が相当数に及んでおり、また、取り扱っている職業は、公共職業安定所では十分対応できないものが多い」として、その

「健全・公正な運営」を要請した。

「勧告」をうけた労働省は、七八年一〇月、職安局長の私的諮問機関として「労働力需給システム研究会」(高梨昌会長他委員四名)を設置し、「労働力需給の現状と問題点を検討するとともに、今後の経済活動や労働市場の動向に対処し、的確な労働力需給の調整を図るための有効なシステムとその法制のあり方について、長期的展望に立った広い視野から検討し、方向づけを行うこと」を委嘱したのである。

## 「提言」

「労働力需給システム研究会」は七八年一〇月以来、一年半にわたる検討ののち、八〇年四月、その検討結果を「今後の労働力需給システムのあり方についての提言」としてまとめ、職安局長に提出した。「提言」は、現行の職業紹介制度をめぐる問題点を分析し、そのうえにたって職業安定機関の再編、民営職業紹介事業の見直し、労働者募集にたいする規制の見直し、労働組合の「労働者供給事業」の廃止と職業紹介活動の促進とともに、「相手方の需要に応じて、自己の雇用する労働者を派遣し、その相手方に使用させること」を目的とする「労働者派遣事業」の創設を提言したのである。

「提言」は、職安法による「労働者供給事業」について、(1)「労働基準法その他の労働者保護に関する法令が整備され、労働者の自覚も高まっている今日」、(2)「この種の事業形態は、社会的分業の利益もあって、経済社会活動の一環として広く利用されている現状」をふまえて、労働者派遣事業の創設をはかろうとするものとなっている。

労働者派遣事業の増加の背景として、「提言」は、労働力需要面では、(1)企業の経営合理化の要請、(2)職業の専門化の進展や人件費の節約など労務管理の合理化を、また、労働力供給面では、(3)パートタイム勤務を希望する者の増加、専門的な知識や職能を発揮できる雇用機会をひろく求める者の増加、をあげている。

さらに、「労働者派遣事業」が、専門分化した職業の労働力需給の迅速な結合という「有効な機能」とともに、(1)労働力需要供給双方のニーズにこたえていること、(2)中高年齢者、家庭婦人など就職の困難な者に雇用機会を提供し、雇用創出に役立っていること、(3)一時的労働力需要をつなぐことにより、派遣労働者に継続した雇用を確保していることをあげ、「一定の役割」を果たしていると指摘する。とはいえ、「提言」は、この種事業のもつ性格から、(1)派遣労働者の雇用が不安定になりやすいこと、(2)使用者としての責任が不明確になりがちであること、(3)社会、労働保険の適用がすすまないおそれもあることなど、事業のもつ問題点を指摘して、「問題点を除去し、派遣労働者の労働条件、雇用環境の向上を図る観点から一定の公的規制を加えた上で労働者派遣事業を労働力需要システムの一つとして制度的に確立していく必要がある」と提言した。その制度化の構想はつぎに示す資料のとおりであり、ビルメンテナンス業、警備業、情報サービス業、事務処理サービス業における制度化を構想したものである。

### 【今後の労働力需給システムのあり方についての提言(昭和五五年四月四日)】

一、労働力需給システムの現状と改善の必要性(略)

二、労働力需給システム改善の方向

(3) 労働者派遣事業の制度化

(前略)

労働者派遣事業制度

I 労働者派遣事業に対する許可制度

(I) 労働者派遣事業は原則として禁止し、労働大臣の許可を受けた者についてのみ認める。

(II) 労働者派遣事業は、経営の基礎が確実であり、かつ、雇用管理能力が十分ある者であ

って、徳性に問題のない者に許可する。

## II 労働者の派遣

労働者派遣事業は、あらかじめ作成する労働者派遣契約に基づいて行うこととし、同契約において派遣労働者の派遣先での就業条件を明確にさせる。

## III 労働者派遣事業を行う者に対する公的規制

(I) 労働者派遣事業を行う者は、派遣労働者を「雇用期間の定めのない労働者」としてこれと雇用契約を締結し、その雇用の安定化を図り、社会、労働保険が適用できる内容のものとする。

(II) 労働者派遣事業を行う者は、派遣労働者の雇入れに当たって、従事すべき業務その他の基本的な労働条件を文書により明らかにする。

(III) 派遣労働者に対する教育訓練の実施、労働者の派遣状況の管理など適正な雇用管理を確保するための公的規制を行う。

## IV その他

(I) 労働基準法等で定める使用者としての責任の所在を明確にするために必要な方策を講ずる。

(II) 公共職業安定所に専門の調査官を配置して、労働者派遣事業に対する指導監督の徹底を図る。

以上のような構想によった場合にあっても、

(1) 労働者を派遣する職業について制限する必要があるかどうか、必要があるとすればその範囲をどう定めるか、

(2) 派遣労働者の範囲を「雇用期間の定めのない労働者」に限定した場合、一時的な就労を望む家庭の主婦等のニーズにどのように応えるか、このようなニーズに応える方法として、労働者派遣事業を行う者に有料職業紹介事業の兼業を認めることも考えられるが、この場合、有料職業紹介の許可対象職業の範囲との調整をどのように図るか、

(3) 西ドイツ、フランス等では派遣労働者を引き続き使用し得る期間について制限を設けているが、このことが、日本の今日の実情に適応しているかどうか、等なお検討を要する課題がある。(後略)

この間、労働基準法研究会第一小委員会も、七九年九月「労働契約・就業規則関係、賃金関係」にかかわる「報告」のなかでこの問題を取りあげた。『報告』は「契約関係が複雑な雇用形態」のなかで、建設業における重層下請、鉄鋼業、造船業における構内下請、リース、ジョイント・ベンチャー等、労働者と使用者とのあいだの関係が複雑で、賃金の支払い、作業指揮、その他について誰が使用者責任を負うのか必ずしも明確でない場合があり、労基法の適用上種々の問題がある、また、これに類似した問題がある形態として出向・派遣店員制度等もあるとして、このような「諸形態については、労働契約関係が不明確なため種々細部にわたる問題が発生する」と指摘したのである。

システム研究会の「提言」を受けて、労働省は五月、各職業安定機関を通じて「業務処理請負事業実態調査」を実施するとともに、「労働者派遣事業調査会」(会長石川吉右衛門千葉大教授、委員公益側五名、労働側四名、使用者側四名、労働者供給事業実施組合特別委員四名、関係業界側特別委員三名)を発足させ、労働者派遣事業について、現行労働力需給システムのなかでの位置づけ、制度のあり方、制度化を図る場合の問題等について、調査、検討に着手した。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

